

2025年度第1回愛知県再犯防止連絡協議会 開催結果

1 日 時

2025年7月4日（金）午前10時から午前11時まで

2 場 所

アイリス愛知 2階 コスモス
名古屋市中区丸の内二丁目5番10号

3 出席者

会長及び委員 計41名

4 傍 聴

なし

5 議 題

（1）愛知県再犯防止推進計画に基づく2024年度の取組について

- ・資料1－1、1－2に基づき、愛知県防災安全局県民安全課から説明を行った。

（2）第二次愛知県再犯防止推進計画（素案）について

①策定スケジュールについて

- 資料2－1に基づき、愛知県防災安全局県民安全課から説明を行った。

②計画の骨子案及び素案について

- 資料2－2、2－3、2－4に基づき、愛知県防災安全局県民安全課から説明を行った。

③6つの施策の柱ごとの現状と課題等について

- 「I 国・県・市町村・民間団体等の連携強化」について、参考資料2に基づき、名古屋保護観察所から「地域援助及び刑執行終了者等の援助」の説明を行った。
また、以下のとおり発言をいただいた。

- ・地域援助や刑執行終了者等からの相談は就労に関する内容が一番多いが、伴走による求職支援や職場定着支援を活用できる仕組みがないことが課題と言える。そこで、保護観察所だけでなく、愛知県においても、地域援助・刑執行終了者等に対する就労支援について、国・県・民間団体等が一丸となって支援する仕組みの構築について御検討いただくようお願いしたい。
- ・第二次計画に、社会復帰に向けた息の長い支援の推進のため、地域における支援ネットワークの構築に向けた取組や地域援助・刑執行終了者等への就労支援に関する内容を記載していただくよう御検討をお願いしたい。

○「Ⅱ就労・住居の確保」について、愛知県内地区協力雇用主会代表から、以下のとおり発言をいただいた。

- ・国による職場定着支援の途中で保護観察の期間が終了したときは、国が関わることはできなくなることから、その後は県が引き継いで職場定着支援を行っていた。息の長い支援が実施され、協力雇用主に好評であるばかりか、国と県の支援が相まって、長く職場にとどまる者の割合が年々増加しているといった報告を受けている。そのため、国の事業を引き継いで県が実施する職場定着支援を、今後も一層充実発展していただけるとありがたい。
- ・就労支援に関わる国や県の機関と民間団体が連携して、「刑執行終了者等」も就労支援の対象とした新しい就労支援の在り方を検討していただけるとありがたい。

○「Ⅲ保健医療・福祉サービスの利用の促進等」について、豊橋刑務支所から、以下のとおり発言をいただいた。

- ・大麻事犯者に対し、特別改善指導の中の薬物依存離脱指導プログラムを受講させたところ、「大麻に依存性はない」、「大麻を使用し続けても物覚えが悪くなることはない」、「大麻を他の薬物やアルコールと使用しても安全である」といった誤った情報を鵜呑みにしたまま社会生活を送っていることが判明したため、その危険性に関する基礎的知識等を付与するとともに、今後は薬物を使用せずに、健全な社会生活を送れるよう指導した。
- ・今後も引き続き、同様の指導を実施していきたいと考えている。

○「Ⅳ非行の防止及び学校等と連携した修学支援等」について、名古屋少年鑑別所から、以下のとおり発言をいただいた。

- ・学校及び教育委員会からの依頼に基づき、非行等の問題行動のある児童生徒に対する心理相談や法教育等の支援、学校からの依頼に基づき、高校生を対象に、薬物非行やSNSを巡るトラブルの防止を企図した法教育の出前授業をしている。学校又は教育委員会からの依頼に基づき、教員やスクールカウンセラーといった学校教員や専門職を対象に、生徒の問題行動の理解や対応と題した講演を実施している。
- ・全国の少年鑑別所でも実施しているが、地域のニーズに合わせて対応している。

○「Ⅴ犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等」について、参考資料3に基づき、中部矯正管区から「拘禁刑の創設」の説明を行った。また、名古屋刑務所から、以下のとおり発言をいただいた。

- ・拘禁刑下では、24の矯正処遇過程があるが、名古屋刑務所では主に、薬物の自己使用歴がある者のうち、薬物依存からの回復に向けた矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる者に対し、「依存症回復処遇過程」を、おおむね70歳以上の者で、認知症、身体機能低下等により自立した生活を営むことが困難な者に対し「高齢福祉過程」を実施している。

- ・いずれにおいても、部署を跨いだチーム処遇が行われ、ケース会議を通して、個々の特性に応じた処遇方針の策定を実施している。

○さらに、愛知県弁護士会よりそい弁護士制度運営委員会委員長から、以下のとおり発言をいただいた。

- ・今後も、「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業」を継続して実施したいと考えているので、引き続き、関係機関の御協力をお願いしたい。

○「Ⅵ民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等」について、名古屋保護観察所から、以下のとおり発言をいただいた。

- ・保護司の安全確保について、2024年5月に滋賀県大津市において、保護司が自宅で殺害され、担当する保護観察対象者が殺人容疑で逮捕される事件があったことを踏まえ、各自治体に公民館等の公的施設を面接場所として利用することについて、お願いに上がった。愛知県からも改めて、市町村等に対し、所有する公的施設を面接場所として利用することについて、働きかけをお願いしたい。
- ・地域社会における犯罪をした者等への「息の長い」支援を行い、社会復帰を進めるために、犯罪被害に遭われた被害者への配慮も十分に考慮した上で、再犯防止の取組に対する理解を、広報等を通じて県民の理解を促し、民間協力者の確保に取り組む必要があることについて、第二次計画に記載していただくよう御検討をお願いするほか、2024年度に初めて、愛知県庁を退職する方を対象に、保護司について説明する機会をいただいたが、本年度も引き続きそういった機会をいただくようお願いしたい。

○愛知県保護司会連合会副会長から、以下のとおり発言をいただいた。

- ・長年、保護司を務めて、これまで危険を感じたことがなかったが、犯罪をした者と一対一で面談していたことを改めて感じた。
- ・関係機関の方には、保護司の活動に対する支援に感謝するとともに、引き続き御協力をお願いしたい。
- ・保護観察対象者等の1日でも早い立ち直りと、誰一人取り残さないとして、保護司活動を引き続き行っていきたい。